

「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」の補助要件等について

1. 補助対象事業

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

3. 事業概要

対象経費の区分	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 企業間データ活用型 (※1) 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	2,000万円 (100万円)	2分の1 (※2)
2. 地域経済牽引型 (※1) 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、 クラウド利用費	1,000万円 (100万円)	2分の1 (※3)

※1 本事業遂行のために必要な専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

※2 以下のいずれかの場合には補助率2/3

- ・生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置した地方自治体において補助事業を実施する事業者が、平成30年12月21日の閣議決定後に先端設備等導入計画を新たに申請し認定を取得した場合
- ・3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」（＝「労働生産性」）年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合

(上記の法律に基づく計画は、応募段階には計画申請中等で認める予定)

※3 以下のいずれかの場合には補助率 2/3

- ・労働生産性年率 3%を向上する地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画を、平成 30 年 12 月 21 日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合
(上記の法律に基づく計画は、応募段階には計画申請中等で認める予定)

4. 募集方法と申請受付期間

事業開始後、準備が整い次第速やかに申請受付を開始し、公募により申請を受け付けるものとする。

また、本事業については複数回の公募申請受付を予定するものとする。具体的な公募時期等は、中小企業庁と協議の上決定すること。